

# 高知県学校・警察連絡制度運用ガイドライン

高知県教育委員会

## はじめに

「高知県学校・警察連絡制度」（以下「本制度」とする。）は、高知県立学校に在籍する児童生徒を対象に、学校と警察が相互に児童生徒の情報を提供することをとおして緊密に連携し、継続した指導を行うことで児童生徒を健全に育成するとともに、早期の立ち直り、非行や犯罪被害の拡大防止を目的としています。

近年、児童生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、低年齢化するなど、児童生徒を取り巻く状況は憂慮されています。このような状況のなか、文部科学省は、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」（平成14年5月27日）を通知し、学校・教育機関と地域の関係機関が連携して取り組むことが重要であること、なかでも学校と警察との連携が極めて重要であり、一層の強化を図ることを強調しています。

この通知を受け、本県においても平成14年より、学校と警察の連携強化を図るために「学校連絡制度」を取り決め、逮捕事案や悪質な交通違反事件等に係る事案においては、警察から学校へ該当児童生徒に係る個人情報提供されるようになりました。

しかしながら、その後、さらなる少子化、核家族化が進むとともに、高度情報化、都市部への人口集中、経済の低迷、携帯電話の急速な普及等の影響を受け、児童生徒を取り巻く環境が変化し、児童生徒に係る問題行動はますます深刻化、複雑化、多様化し、学校だけでは解決が困難な問題も増えてきました。そして、この間、本県の少年非行率や刑法犯少年の再非行率は、全国ワースト上位で推移しています。

このような状況をまの当たりにした時、児童生徒の健全な育成を図るとともに、問題行動等の発生及び再発の防止に向けて、これまで以上に学校、警察及び保護者の連携を強化することが必要になっています。

そこで、県教育委員会は、これまでの「学校連絡制度」を拡充することとしました。警察が逮捕、検挙、補導した児童生徒について、その氏名や問題行動等の内容について学校に情報提供するとともに、問題行動等の内容によっては、学校から警察に情報を提供し、具体的な協力を求めることができる、本制度を導入し運用することとしました。

本制度は、児童生徒の進路保障を妨げる要因となりうる問題行動等に対して、早期の段階から学校と警察が緊密に連携し、継続した支援を行うことを目指しています。本制度では、学校と警察が相互に個人情報の提供を行うことから、その取り扱いの適正化・厳格化を図るため、本ガイドラインを作成しました。本制度がガイドラインに沿って適正に運用されることで、問題行動等の発生・再発防止につながるとともに、児童生徒の生活習慣の改善、規範意識の醸成、学習意欲の向上、ひいては中途退学の抑制等の効果が期待されます。

各県立学校においては、本制度導入の趣旨、目的等を十分理解したうえで、適正な運用に努め、児童生徒一人ひとりの健全育成の実現を図ってください。

# ガイドライン目次

はじめに

1	本制度の目的	1
2	本制度の実施機関	1
3	情報の管理及び目的外利用の禁止	2
4	連絡の対象となる事案	3
5	連絡責任者等による情報の一元化	5
	◆連絡担当者の選定	
	◆連絡責任者及び連絡担当者の任期と再任	
	◆連絡責任者又は連絡担当者の確認	
6	情報の提供及び収集	7
I	不良行為（補導）事案に関する警察署からの収集	7
	◆学校の情報収集の方法	
	◆警察署が情報を提供する学校	
	◆情報の記録	
	◆情報の整合性	
	◆警察署への整合性等の確認の禁止	
	◆警察署への訪問時間及び旅費の負担	
	◆情報提供にかかる日数	
II	非行事案、交通関係事案及び被害事案に関する警察署からの連絡	9
	◆情報提供にかかる日数	
	◆行為の詳細等の確認	
	◆警察署が情報を提供する学校	
III	問題行動又は被害に関する学校から警察署への連絡	9
7	該当児童生徒に関する情報提供の内容	10
8	連絡の対象となる児童生徒	10
9	教職員、児童生徒及び保護者への周知	11
10	情報書類の保管及び不良行為連絡票の破棄	11
	◆情報の保管場所及び管理責任者	
	◆不良行為連絡票の破棄の方法	
11	該当児童生徒への事実確認	12
	◆自己申告の周知	
	◆自己申告の有無による指導の軽重	
12	該当児童生徒の保護者への連絡	13
	◆保護者への説明責任	
13	該当児童生徒への支援	13
14	自己情報の訂正	14
15	県教委との協議を要する連絡対象事案	14
16	要綱の改正	15
17	ガイドラインの作成	15
18	要綱の実施及び現行制度の廃止	15
	※対照表(連絡対象事案)	16
	※不良行為連絡票	17
	※不良行為連絡票破棄確認簿	17
	※不良行為事案 連絡先及び対象学校一覧	18

## 1 本制度の目的

### 【要綱】（目的）

第1条 高知県学校・警察連絡制度は、児童生徒の問題行動、犯罪等の被害に係る事案について、学校と警察が個人情報を含む情報を相互に提供する場合、その適正な取扱いを定めることで、児童生徒の健全育成のために、これまで以上に学校、警察及び保護者が連携を強化し、問題行動等の初期の段階から該当児童生徒に多角的な支援をすることにより、早期の立ち直りや問題行動等の拡大防止を図ることを目的とする。

### 《本制度の目的》

本制度の目的は、児童生徒の健全育成のために、早期の立ち直り及び問題行動等の拡大防止を目指すものであり、個人情報の取扱いについては、この趣旨に沿った取扱いをすること。

## 2 本制度の実施機関

### 【要綱】（実施機関）

第2条 本制度の実施機関は、次の機関とする。

- (1) 県立学校（以下「学校」という。）
- (2) 高知県警察本部（少年サポートセンターを含む。）及び高知県内に所在するすべての警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 高知県教育委員会事務局（以下「県教委」という。）

### 《本制度の実施機関及び情報の共有》

- ・ 本制度の実施機関は、要綱の第2条の機関に定める機関とし、本制度で連絡される情報は、実施機関でのみ共有する。ただし、実施機関のうち県立学校は、該当の学校のみとし、その他の学校への情報提供は原則認めない。
- ・ 県立学校とは、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校をいう。

### 3 情報の管理及び目的外利用の禁止

#### 【要綱】（情報の管理及び利用）

第3条 本制度に関する児童生徒の情報は、個人情報保護の重要性にかんがみ、該当情報を厳重に保管し、慎重に取り扱うとともに、本制度に基づく児童生徒の健全育成の目的以外に利用してはならない。

#### 《情報の保管及び慎重な取扱い》

本制度で取り扱う情報は、個人情報に該当するため、学校長又は学校長が指名する教職員が、施錠可能なキャビネット等に厳重に保管し、その取扱いには学校長の許可を得ること。

#### 4 連絡の対象となる事案

##### 【要綱】（連絡対象事案）

第4条 警察署から学校へ連絡する事案は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非行少年（犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年をいう。）に係る事案のうち、学校との連携が必要であると警察署の所属長が認める事案（以下「非行事案」という。）
- (2) 不良行為少年に係る事案のうち、学校との連携が必要であると警察署の所属長が認める事案（以下「不良行為事案」という。）
- (3) 次に掲げる道路交通法違反事件のうち、学校との連携が必要であると警察署の所属長が認める事案（以下「交通関係事案」という。）
  - ア 飲酒運転
  - イ 無免許運転
  - ウ 暴走行為（共同危険行為等の禁止違反）
  - エ 交通違反などを繰り返し逃走する悪質な事案
  - オ 異常な高速運転（おおむね50キロメートル毎時以上の超過をいう。）
  - カ 逮捕事件で悪質と認められる事案
  - キ その他死亡事故、ひき逃げ事件等の重大特異な事案

- (4) 犯罪等の被害事案のうち、学校によるカウンセリングなどの支援が必要であると警察署の所属長が認め、かつ、被害者である児童生徒及びその保護者が学校への連絡に同意している事案（以下「被害事案」という。）

2 学校から警察署へ連絡する事案は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校が把握した児童生徒の問題行動（家出、行方不明、不良交友に限る。）について、児童生徒の健全育成のため、警察の相談機能、専門的知識・技能等が必要であると学校長が判断し、かつ、県教委が認める事案
- (2) 犯罪等の被害事案のうち、被害者である児童生徒の安全確保のため、警察の専門的知識・技能等が必要であると学校長が認め、かつ、被害者である児童生徒又はその保護者が警察への連絡に同意している事案
- (3) 児童生徒の生命身体及び財産の安全を守るため、警察の専門的知識・技能等が緊急に、かつ、やむを得ず必要であると学校長が認める事案

※ 巻末の対照表参照

## 《対象となる事案》

- ・連絡の対象となる事案は、要綱第4条に定める前ページの場合に限定する。
- ・要綱第4条の2の(1)に関する事案については、下記の項目をもとに警察署への連絡の可否を総合的に判断する。
  - (ア) 該当児童生徒の問題行動の内容
  - (イ) 他の児童生徒への影響の程度
  - (ウ) 今後予測される問題点
  - (エ) これまでの学校内及び学校外での指導の経緯
  - (オ) 該当児童生徒の進級又は卒業にかかわる緊急度
  - (カ) 警察でなければならない理由
  - (キ) 期待される警察の対応
- ・要綱第4条の2の(1)(2)(3)が同一校で重複して発生し、加害児童生徒と被害児童生徒の双方が存在する場合は、以下のことに留意して、学校から警察署へ連絡すること。
  - I 「第4条の2の(1)と(2)が重複する場合」は、(2)の被害者である児童生徒又はその保護者が警察署への連絡に同意していることを確認したうえで、学校から警察署へ連絡すること。
  - II 「第4条の2の(2)と(3)が重複する場合」は、(3)が生命身体及び財産の安全に係る事案であり、緊急性が求められるため、(2)の内容を満たしているかは、問わない。

※参考 用語説明 高知県警察本部生活安全部少年課作成の補導白書より抜粋

「非行少年」とは、次に掲げる少年をいう。

- 犯罪少年・・・罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年・・・14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ぐ犯少年・・・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること等一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

「不良行為少年」とは、非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

## 5 連絡責任者等による情報の一元化

### 【要綱】（連絡責任者等）

- 第5条 学校長は、本制度の連絡責任者として、管理事務（情報の管理、保管、利用等に関する事務をいう。）を総括する。
- 2 本制度に係る情報の提供及び収集は、連絡責任者又は連絡担当者が行うこととする。
  - 3 連絡担当者は、連絡責任者があらかじめ指名する常勤の教職員とする。
  - 4 連絡責任者及び連絡担当者の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 連絡責任者又は連絡担当者に変更がある場合は、連絡責任者は県教委人権教育課に速やかに報告しなければならない。
  - 6 連絡責任者及び連絡担当者には、事務局（高知県警察本部生活安全部少年課及び県教委人権教育課とする。）が定めるコードナンバーを付し、任期が満了した時に抹消する。

### 《連絡責任者による情報の一元化》

- ・本制度における学校の連絡責任者は、学校長とする。
- ・本制度に係る情報は、学校と警察署の連絡責任者又は連絡担当者を介して提供及び収集を行う。また、連絡担当者が収集した情報の内容は、連絡責任者に速やかに報告することとする。ただし、学校から警察署への情報提供については、連絡責任者が行うものとする。なお、連絡責任者が不在の場合は、連絡責任者が予め指名した連絡担当者が行うこととする。

#### ◆連絡担当者の選定

各学校の連絡責任者（学校長）は、常勤の教職員のなかから、連絡担当者を3名選定し、連絡担当者名簿を年度当初に速やかに県教委人権教育課に提出すること。

なお、年度途中に連絡責任者又は連絡担当者に変更がある場合は、連絡責任者は県教委人権教育課に速やかに報告しなければならない。

#### ◆連絡責任者及び連絡担当者の任期と再任

連絡責任者及び連絡担当者の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

◆連絡責任者又は連絡担当者の確認

連絡責任者及び連絡担当者は、事務局が定めたコードナンバーを有し、情報の提供及び収集を行う際は、事前にコードナンバーを確認し、情報の提供及び収集をすること。

なお、コードナンバーは、他言してはならない。

<電話でのコードナンバーの確認例：非行事案の連絡>

【警察署から学校への連絡】

連絡担当者の〇〇さんに繋がりました。



【連絡担当者間の会話】

「★★警察署の〇〇です。」「非行少年にかかる事案の件で、連絡しました。」

「内容について説明する前にお互いの所属名・氏名・コードナンバーを確認させてください。」

「★★警察署の〇〇です。コードナンバーは●●●●です。」

「□□学校の△△です。コードナンバーは●●●●です。」

(内容説明を行う)

※自分のコードナンバーがすぐにわからない場合は、一旦電話を切り、かけなおして結構です。

## 6 情報の提供及び収集

### 【要綱】（連絡の方法）

- 第6条 不良行為事案については、学校は月ごとにその有無について、学校所在地を管轄する警察署へ確認し、該当児童生徒のいる場合においては、該当警察署（高知署又は高知南署管轄の学校にあつては、高知県警察本部少年サポートセンター）を訪問し閲覧する。
- 2 非行事案、交通関係事案又は被害事案については、警察署から学校へ電話にて、随時に情報が提供される。
- 3 第4条第2項に係る事案については、該当児童生徒がいる学校は、警察署へ電話又は訪問により連絡する。

### I <<不良行為（補導）事案に関する警察署からの収集>> （第6条第1項関係）

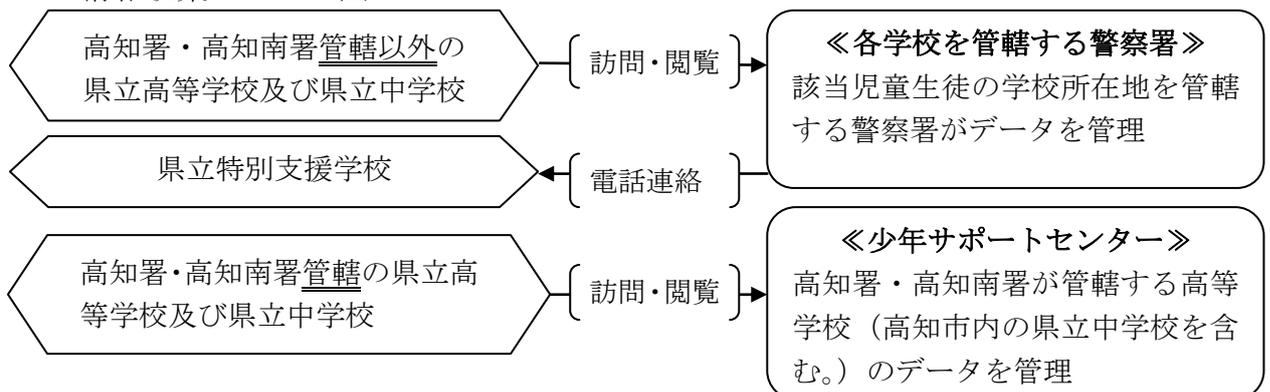
不良行為事案（巻末資料参照）について、該当児童生徒のいる学校は、警察署が月ごとに集計した情報を、翌月に一括して収集する。ただし、特別支援学校については、警察署から随時情報提供する。

※不良行為事案についての学校への連絡は、学校所在地を管轄する警察署が担当する。ただし、高知署・高知南署管轄の高等学校（高知市内の県立中学校を含む）にあつては、高知県警察本部少年サポートセンターが担当する。

#### ◆学校の情報収集の方法

連絡責任者である学校長の指示のもと、連絡担当者は、警察署に該当生徒の有無及び訪問の日時を毎月事前に電話により確認し、該当生徒のいる学校は、警察署（巻末資料参照）を訪問し閲覧する。ただし、特別支援学校については、学校所在地を管轄する警察署から電話により、随時情報提供される。

#### <情報収集のフロー図>



◆警察署が情報を提供する学校

警察署から学校への不良行為事案の提供は、事案が発生した時に、該当児童生徒が在籍している学校にのみ提供する。したがって、転学先、進学先及び就職先には提供しない。

◆情報の記録

連絡責任者又は連絡担当者が警察署を訪問する際は、所定の不良行為連絡票（巻末資料参照）を持参し、提供された情報を記録すること（警察署からの情報を記入した用紙は配布されない）。

◆情報の整合性

警察署は、該当児童生徒及び保護者に確認ができた事案のみ学校へ提供する。

◆警察署への整合性等の確認の禁止

連絡責任者又は連絡担当者が月ごとに警察署で閲覧した内容が、収集し得る情報のすべてであり、学校から警察署への確認は行わない。

◆警察署への訪問時間及び旅費の負担

警察署への訪問及び閲覧は翌月の中旬以降、平日の8：30～17：15とする。

なお、警察署への訪問において旅費が発生する場合は、各学校で負担すること。

◆情報提供にかかる日数

警察署が学校に情報提供するまでに、1ヵ月以上の日数がかかることがある。

## Ⅱ ≪非行事案、交通関係事案及び被害事案に関する警察署からの連絡≫ (第6条第2項関係)

非行事案、交通関係事案又は被害事案に関する情報は、警察署から事案が発生した時に該当児童生徒が在籍していた学校へ随時に電話にて提供される。ただし、該当児童生徒が逮捕された場合は、逮捕された時に在籍している学校へ情報提供される。

※非行事案又は交通関係事案、被害事案についての学校への連絡は、その事案を担当した警察署が行う。

### ◆情報提供にかかる日数

警察署からの情報は、学校に随時提供されるが、捜査及び手続のため連絡が大幅に遅れる場合もある。

### ◆行為の詳細等の確認

学校は、警察署から情報提供された非行事案、交通関係事案又は被害事案について、その詳細を警察署に確認することができる。

### ◆警察署が情報を提供する学校

任意事件（逮捕以外）については、非行事案又は交通関係事案が発生した日に在籍していた学校に情報が提供され、転学先や進学先、就職先には情報提供されない。ただし、強制事件（逮捕）については、逮捕された日に在籍している学校に情報が提供される。

## Ⅲ ≪問題行動又は被害に関する学校から警察署への連絡≫ (第6条第3項関係)

学校は、第4条第2項に関する事案において、児童生徒の生命身体や財産の安全、被害拡大の防止、進級又は卒業についての支援を行うことを目的として、本制度により、必要に応じて警察署に連絡し、協力を求めることができる。

なお、本制度でいう学校から警察署への連絡は、保護者から被害届又は捜索願が出されている場合を除くものとする。

※学校からの連絡は、事案が発生した地域を管轄する警察署へ連絡する。

## 7 該当児童生徒に関する情報提供の内容

### 【要綱】（情報提供の内容）

第7条 学校又は警察署は、対象事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、性別、自宅住所・連絡先、学年、事案の概要に関するもののうち必要と認める情報を提供する。この場合において、学校は、家出、行方不明又は不良交友の場合に限り、該当児童生徒の写真、容姿風貌を警察署に情報提供することができる。

2 学校又は警察署は、複数の学校にまたがる事案において、他校の該当児童生徒に関する個人情報については提供できない。

### 《情報提供の内容》

- ・学校又は警察署は、対象事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、性別、自宅住所・連絡先、学年、日時、場所、行為のうち必要と認める情報を提供する。
- ・学校から警察署への連絡のうち、家出、行方不明、不良交友については、学校と警察署が緊密に連携し、具体的に対応するために該当児童生徒の写真、容姿風貌を情報提供することがある。

## 8 連絡の対象となる児童生徒

### 【要綱】（連絡の対象者）

第8条 警察署から学校への連絡の対象は、県立学校の満20歳未満の児童生徒とする。ただし、学校から警察署へ連絡する場合は、この限りでない。

### 《連絡の対象となる児童生徒》

警察署から学校への連絡は、少年警察活動規則に基づき「少年」を対象とするところから、県立学校の満20歳未満の児童生徒とする。ただし、学校から警察署への連絡については、在籍するすべての児童生徒の健全育成を図る目的により、年齢の制限をしない。

## 9 教職員、児童生徒及び保護者への周知

### 【要綱】（周知の徹底）

第9条 学校長は、本制度の趣旨を、教職員に対して周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童生徒及び保護者に対しても周知し、保護者の理解と協力を求めるものとする。

### 《教職員、児童生徒及び保護者への周知》

学校長は、本制度の施行に当たり、事務局（県警本部生活安全部少年課及び県教委人権教育課とする。）から学校へ配布する協定書の写し、要綱、ガイドライン、リーフレット、ポスターを活用し、教職員、児童生徒及び保護者に事前に十分な周知を行ったうえで、本制度を運用すること。また、施行後においても、機会あるごとに周知すること。

## 10 情報書類の保管及び不良行為連絡票の破棄

### 【要綱】（提供された情報の保管及び破棄）

- 第10条 提供された情報については、学校内の施錠できる場所に保管することとし、鍵は、連絡責任者又は連絡責任者が指名する連絡担当者が責任を持って管理する。
- 2 不良行為連絡票は、該当児童生徒に対する事実確認が終了した時点で、速やかに所定の不良行為連絡票破棄確認簿により、他の連絡担当者立会の下、破棄するものとする。

### 《情報書類の保管及び不良行為連絡票の破棄》

学校は、本制度に係る情報について、情報漏れがないように、各学校で厳重に管理するとともに、不良行為連絡票は、事実確認が終了した時点で速やかに破棄すること。

#### ◆情報の保管場所及び管理責任者

本制度に係る情報の書類は、学校内の施錠できる場所に保管し、鍵の管理及び情報書類の出し入れは、連絡責任者又は連絡担当者が責任を持って行うこと。

#### ◆不良行為連絡票の破棄の方法

不良行為連絡票の破棄に当たっては、所定の不良行為連絡票破棄確認簿（巻末資料参照）を使用し、連絡担当者が他の連絡担当者の立会のもと適正に破棄処分を行い、連絡責任者の検認を受けることとする。

## 11 該当児童生徒への事実確認

### 【要綱】（事実の確認）

第 11 条 学校は、警察署から連絡があった場合、予断を排し、事実の確認を十分に行ったうえで、適切な指導を行うものとする。

### 《該当児童生徒への事実確認》

警察署からの情報については、該当児童生徒に対し、決めつけるような発言は避け、弁明の機会を与えるとともに、十分な事実の確認を行う。そのうえで該当児童生徒に指導を行う際は、叱責のみにとどまることなく、適切な指導を行うこと。

#### ◆自己申告の周知

本制度の実施機関は、補導された場合、速やかに学校に申し出るよう、児童生徒及び保護者に周知すること。

#### ◆自己申告の有無による指導の軽重

指導においては、学校への申出により軽くすることは認めるが、申出がなかったことにより、重くすることは認めない。

## 12 該当児童生徒の保護者への連絡

### 【要綱】（保護者への連絡）

第12条 学校は、警察署から連絡があった場合、その内容について、該当児童生徒の保護者に連絡するものとする。

2 学校は、警察署へ該当児童生徒の情報を提供する場合、その内容について、該当児童生徒の保護者に対して、事前及び事後に連絡をするものとする。ただし、生命身体及び財産を保護するため緊急を要する場合で、保護者の不在等、事前に連絡をすることができない時は、事後に連絡をするものとする。

### 《該当児童生徒の保護者への連絡》

警察署から問題行動等の連絡があった場合は、その内容について、該当児童生徒の保護者に速やかに連絡すること。

学校から警察署へ該当児童生徒の情報を提供する場合は、その内容について、学校は、該当児童生徒の保護者に対して、事前及び事後に連絡すること。ただし、生命身体及び財産に係わる緊急を要する事案については、保護者不在等のため、保護者への事前連絡を待たずに、学校から警察署へ連絡することができる。なお、その場合、学校は、該当児童生徒の保護者に事後の連絡をすること。

### ◆保護者への説明責任

本制度に係る事案について、学校から警察署へ連絡する場合は、学校は保護者に対して、その内容の他、「警察署への連絡の必要性」について明確に説明しなければならない。

## 13 該当児童生徒への支援

### 【要綱】（児童生徒に対する支援）

第13条 学校は、本制度に係る情報について、該当児童生徒を問題行動から早期に立ち直らせ、並びに問題行動及び被害の拡大を防止するため、該当児童生徒の保護者と連携を図り、該当児童生徒に対する適切な支援を継続するものとする。

### 《該当児童生徒への支援》

学校は、該当児童生徒に対して、問題行動からの早期の立ち直りを第一に考え、問題行動及び被害の拡大防止のために、該当児童生徒の保護者と連携を図り、将来を見据えた適切な支援を行わなければならない。

## 14 自己情報の訂正

### 【要綱】（情報の訂正）

第14条 学校は、連絡の内容に誤りがある場合、その内容について、訂正することとする。

### 《自己情報の訂正》

児童生徒及び保護者は、警察署から学校へ又は学校から警察署へ情報提供された事案について、内容に誤りがあると思われる場合、学校に訂正を求めることができる。児童生徒及び保護者から訂正の請求があり、学校がその内容に誤りがあると判断する場合、学校は、訂正をすることとする。

## 15 県教委との協議を要する連絡対象事案

### 【要綱】（情報提供の承諾）

第15条 第4条第2項第1号に規定する事案において、学校は、警察署への情報提供の是非について、事前に県教委と協議し、承諾を得なければならない。

### 《県教委との協議を要する連絡対象事案》

要綱第4条第2項第1号に関する事案において、学校は、警察署への連絡を行おうとする場合、県教委に対して事前に相談し、その判断を仰ぐものとする。

県教委は、学校からの相談に対して、総合的かつ客観的に判断して、連絡の可否を決定する。

## 16 要綱の改正

### 【要綱】（本制度の評価・点検）

第 16 条 県教委は、本制度の実施状況について、評価・点検を行い、必要に応じてこの要綱を改正するものとする。

### 《要綱の改正》

県教委は、本制度をより適正かつ円滑に運用するため、実施状況について調査し、必要に応じて要綱を改正する。

## 17 ガイドラインの作成

### 【要綱】（実施細目）

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、ガイドラインにより別に定める。

### 《ガイドラインの作成》

本制度の実施に関する必要事項は、要綱の他、本書によりその詳細を定める。

## 18 要綱の実施及び現行制度の廃止

### 【要綱】附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 本制度の施行により、現行制度の運用を廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に発生した事案の連絡については、なお、従前の例による。
- 4 第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、最初の連絡担当者の任期は、平成 23 年 10 月 1 日から始まるものとする。

<対照表（連絡対象事案）>

学校連絡制度 平成 14 年度～		高知県学校・警察連絡制度 平成 23 年度～
警察署から学校への連絡対象事案		
非行少年等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逮捕事件</li> <li>○非行の再発防止、被害拡大防止のため学校の教育的指導が必要と認められる事件</li> <li>○非行が重大、特異なもの等教育の場に大きな影響を及ぼす恐れがあり、学校における諸対応が必要であると認められる事件</li> <li>○重大な非行に結びつく恐れがあると思料される問題行動としての不良行為</li> <li>○その他、連絡責任者が連絡を必要と認めた事件等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非行少年（犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年）に係る事案のうち、学校との連携が必要であると警察署の所属長が認める事案</li> <li>○不良行為少年に係る事案のうち、学校との連携が必要であると警察署の所属長が認める事案</li> </ul>
交通関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転</li> <li>○常習の無免許運転（おおむね 2 回以上）</li> <li>○暴走行為（共同危険行為等の禁止違反）</li> <li>○異常な高速運転（おおむね 50 キロメートル毎時以上の超過）</li> <li>○逮捕事件で悪質と認められるもの</li> <li>○その他、死亡事故、ひき逃げ事件等で、連絡責任者が学校との連絡が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転</li> <li>○無免許運転</li> <li>○暴走行為（共同危険行為等の禁止違反）</li> <li>○交通違反などを繰り返し逃走する悪質な事案</li> <li>○異常な高速運転（おおむね 50 キロメートル毎時以上の超過）</li> <li>○逮捕事件で悪質と認められる事案</li> <li>○その他、死亡事故、ひき逃げ事件等の重大特異な事案</li> </ul>
犯罪等の被害	制度上の規定はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪等の被害事案のうち、学校によるカウンセリングなどの支援が必要であると警察署の所属長が認め、かつ、被害者である児童生徒及びその保護者が学校への連絡に同意している事案</li> </ul>
学校から警察署への連絡対象事案		
被害及び加害等	制度上の規定はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校が把握した児童生徒の問題行動（家出、行方不明、不良交友に限る。）について、児童生徒の健全育成のため、警察の相談機能、専門的知識・技能等が必要であると学校長が判断し、かつ、県教委が認める事案</li> <li>○犯罪等の被害事案のうち、被害者である児童生徒の安全確保のため、警察の専門的知識・技能等が必要であると学校長が認め、かつ、被害者である児童生徒又はその保護者が警察への連絡に同意している事案</li> <li>○児童生徒の生命身体及び財産の安全を守るため、警察の専門的知識・技能等が緊急に、かつ、やむを得ず必要であると学校長が認める事案</li> </ul>

<不良行為連絡票>

	月日	時間	行為	場所	補導少年氏名	性別
1						
2						
3						

※不良行為連絡票は、警察署から情報提供される不良行為事案を記録することのみに使用すること。

なお、不良行為事案とは、次に掲げる事案のことをいう。

飲酒、喫煙、薬物乱用、粗暴行為、刃物等所持、金品不正要求、金品持ち出し、性的いたづら、暴走行為、家出、無断外泊、深夜徘徊、怠学、不健全性的行為、不良交友、不健全娯楽、その他

<不良行為連絡票破棄確認簿>

	情報収集年月日	破棄年月日	連絡担当者		連絡責任者確認印
			担当者印	立会者印	
1					
2					
3					

## 不良行為事案 連絡先及び対象学校一覧

警察署	所在地	電話番号	県立学校
室戸警察署	〒781-7101 室戸市室戸岬町 5523-1	0887-22-0110	室戸高校
安芸警察署	〒784-0001 安芸市矢ノ丸 2丁目 9-2	0887-34-0110	安芸中・高校、安芸桜ヶ丘高校、中芸高校 山田養護学校田野分校
香南警察署	〒781-5310 香南市赤岡町 1375	0887-55-0110	城山高校
香美警察署	〒782-0039 香美市土佐山田町栄町 12-2	0887-52-0110	山田高校、山田養護学校
本山警察署	〒781-3601 長岡郡本山町本山 850-1	0887-76-0110	嶺北高校
南国警察署	〒783-0004 南国市大そね甲 1598-1	088-863-0110	高知農業高校、高知東工業高校、岡豊高校 高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校 高知若草養護学校土佐希望の家分校
少年サポートセンター	〒780-0915 高知市小津町 6-4	088-825-0110	高知東高校、高知南中・高校、高知工業高校、高知追手前高校 高知丸の内高校、高知小津高校、高知北高校、高知西高校 盲学校、高知ろう学校、高知若草養護学校国立高知病院分校 高知江の口養護学校、日高養護学校みかづき分校 高知若草養護学校子鹿園分校
土佐警察署	〒781-1101 土佐市高岡町甲 1842-1	088-852-0110	春野高校、高知海洋高校、高岡高校、高知若草養護学校
いの警察署	〒781-2106 吾川郡いの町駅南町 10	088-893-1234	伊野商業高校、高知追手前高校吾北分校、日高養護学校
佐川警察署	〒789-1203 高岡郡佐川町丙 3555	0889-22-0110	佐川高校
須崎警察署	〒785-0031 須崎市山手町 1-8	0889-42-0110	須崎高校、須崎工業高校、梶原高校
窪川警察署	〒786-0008 高岡郡四万十町榊山町 4-19	0880-22-0110	窪川高校、四万十高校
中村警察署	〒787-0033 中村市大橋通 7丁目 4-22	0880-34-0110	中村中・高校、中村高校西土佐分校、幡多農業高校、大方高校 中村養護学校
宿毛警察署	〒788-0003 宿毛市幸町 7-54	0880-63-0110	宿毛高校、宿毛高校大月分校、宿毛工業高校
清水警察署	〒787-0306 土佐清水市幸町 3-5	0880-82-0110	清水高校

※この一覧は、平成 23 年 8 月現在のものです。